

2019年度

村上市産業支援プログラム

市内産業の活性化を図るため、創業や生産物の販路開拓、企業などが抱えるさまざまな課題解決に向けた取り組みに対して支援を行います。

ぜひご活用ください！



販路開拓きっかけづくり事業補助金

新商品・新技術や主力製品の販路開拓のための取り組みや、空き店舗等を活用する事業に伴う経費の一部を補助します。

- 【対象者】 農林漁業者、中小企業者 など
- 【対象経費】 パッケージ改良、WEBページ作成、商談会・見本市等への参加に係る経費、設備導入、施設改修費 など
- 【補助率】 対象経費の1/2以内 上限30万円
※要件に応じて補助金上限額の加算があります

創業応援事業補助金

市内で新たに創業する方や創業から1年を経過していない方に対して、必要な経費の一部を補助します。

- 【対象者】 創業者
- 【対象経費】 施設改修費、設備購入費、借上料、委託費、広報費
- 【補助率】 対象経費の1/2以内 上限50万円
※要件に応じて補助金上限額の加算があります

人材育成サポート事業補助金

人材育成と産業振興を図るため、研修機関（中小企業大学校）が実施する人材育成講座への参加、専門家の受入、セミナーの開催に要する経費の一部を補助します。

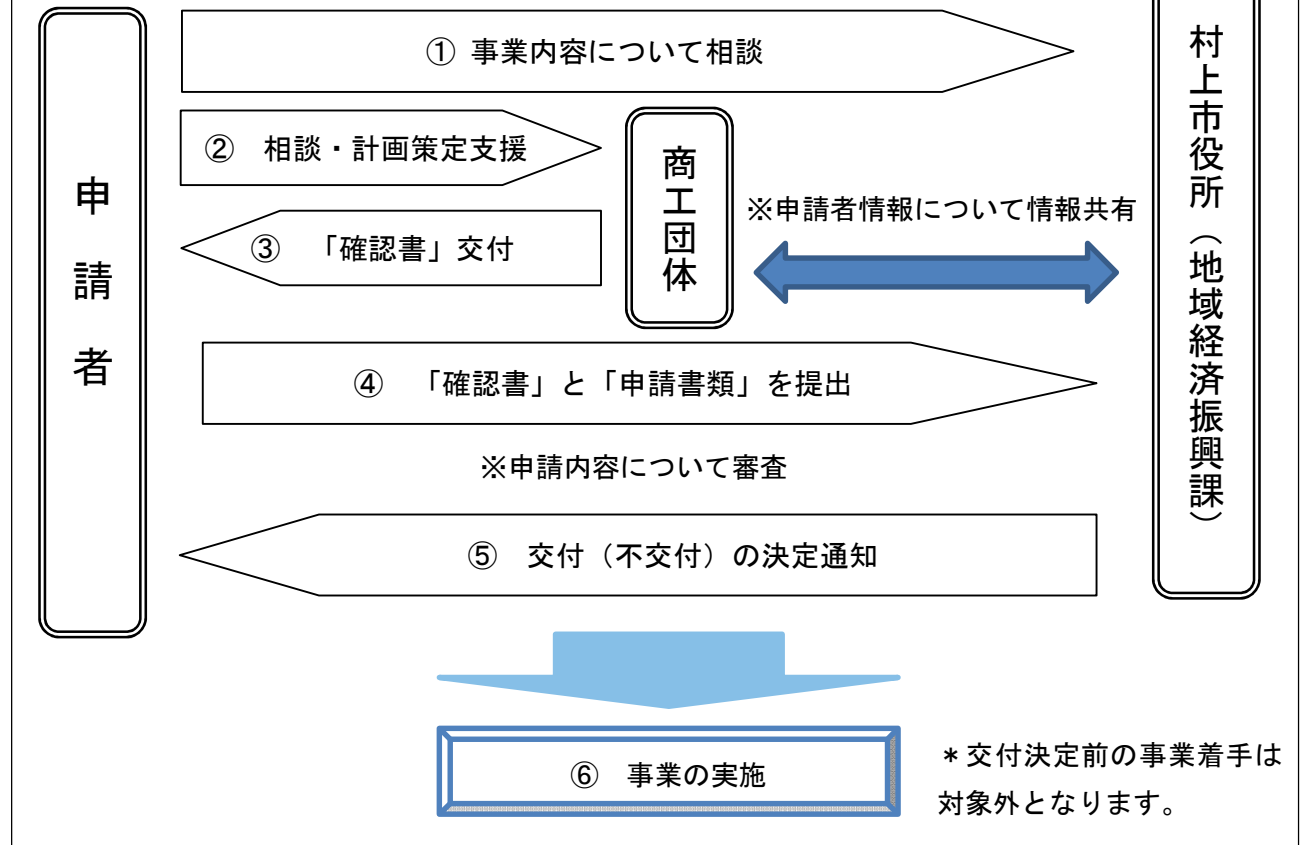
- 【対象者】 農林漁業者、中小企業者 など
- 【対象経費】 セミナー参加受講料、講師謝礼、講師旅費、会場借料 など
- 【補助率】 セミナー参加 1人あたり 対象経費の1/2以内 上限2万円
セミナー開催等 対象経費の1/2以内 上限5万円

まちなか景観魅力アップ事業補助金

まちなかの景観の魅力向上や、地域文化に配慮した施設の整備事業に伴う経費の一部を補助します。

- 【対象者】 商店街団体 など
- 【対象経費】 施設や設備の新設、改良に係る経費 など
- 【補助率】 対象経費の1/2以内 上限100万円

*申請から事業着手までの流れ



- ・「人材育成サポート事業補助金」と「まちなか景観魅力アップ事業補助金」については、②、③商工団体への相談は必要ありません。
- ・「創業応援事業補助金」については、商工団体のほかに創業支援事業計画で連携している市内金融機関も含まれます。

*事業完了から補助金が振り込まれるまで

⑦ 実績報告書の提出

* 事業完了後（すべての支払が完了後）30日以内又は3月31日のどちらか早い日までに、村上市役所（地域経済振興課）へ提出します。

⑧ 補助金の額確定

* 実績報告内容を確認後、交付額を確定し、指定の口座に振り込みます

詳しくは「募集要領」をご覧になるか、
直接相談窓口までお問合せください。
相談窓口 村上市役所 地域経済振興課
53-2111（内3611・3612）

